大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業

第４回公募要領

平成27年6月

大　阪　府

１．趣　旨

　東日本大震災と原子力発電所の事故を機に、全国でエネルギー需給のひっ迫についての不安が増大し、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型電源のエネルギーシステムの導入による「災害に強く、低炭素な地域づくり」が全国的な課題となっている。このため国による「平成25年度再生可能エネルギー等導入推進基金（GND基金）」を活用し、市町村や民間事業者が自身の有する又は管理する地域の防災拠点に再生可能エネルギー設備等を導入する事業に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助します。

　なお、提案にあたっては、本基金事業の趣旨に鑑み、特に南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等による被害想定を十分考慮してください。

　＜南海トラフ巨大地震による被害想定＞

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/sinhigaisoutei/index.html>

　＜上町断層帯地震等による被害想定＞

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/higaisoutei/index.html>

２．募集期間

　平成２７年６月２９日（月）～平成２７年７月１３日（月）１７：００まで（必着）

３．補助対象者

　次の各号のいずれかに該当する者とします。ただし、民間事業者については以下に掲げる要件に該当する場合は対象としません。

　　(1) 府内市町村

　　　　※ただし、大阪市と堺市を除く

　　(2) 大阪府又は市町村が策定する地域防災計画に位置付けられた民間事業者

(3) 大阪府又は市町村と災害時の支援に関する協定を締結している民間事業者

＜要件＞

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)第二条第四号に規定する暴力団密接関係者

ロ　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ハ　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十九条第一項に規定する排除措置命令又は同法第五十条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

４．補助対象施設

　地域の防災拠点や災害時の住民の生活等に必要不可欠な都市機能の維持に必要とされる施設とします。ただし、大阪市に存する民間施設は対象外です。

　　(例示) 市町村庁舎・支所、学校、公民館、体育館、集会所・コミュニティ施設、

図書館、公園、上下水道施設、医療施設、社会福祉施設、帰宅困難者支援施設

　なお、対象施設においては、次のいずれかの耐震性が確保されている必要があります。

　(1) 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物

(2) 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物

(3) 耐震改修を実施した建築物

５．補助対象事業

　府内の防災拠点となる施設（耐震性を有する施設に限る。）への災害等において最低限必要な機能を維持するために必要な再生可能エネルギー等設備の設置を行う事業とします。

なお、民間事業者については消費税及び地方消費税相当額は対象外となります。

６．事業期間及び事業実施の流れ

**＜事業期間＞**

補助事業の事業期間は、交付決定日から平成２８年３月３１日までとなります。

**＜事業実施の流れ＞**（詳細は別紙１を参照）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業時期 | 内容 |
| ８月上旬 | 内示  ・９月補正予算成立見込みを条件とします。 |
| １１月頃  　　～  ３月末まで | 交付決定（大阪府９月議会の議決後）  ・事業着手（契約締結）は交付決定以降とします。**＜事業期間：４ヶ月程度＞** |
| 事業完了  ・事業期間内に設備の設置・引渡し・府の履行確認が完了している必要があります。 |

７．補助率等

　補助率は次のとおりとします。なお、民間事業者は補助金限度額があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | 補　　助　　率 |
| 市町村 | 定額  ただし、９．(2)④の高効率照明・高効率空調設備は、３分の２以内。  なお、補助限度額の設定はありませんが、府内各地域において多数の施設での事業実施を行うことを目的としていますので、ご留意ください。 |
| 民間事業者 | ３分の１以内（補助金限度額７００万円） |

８．補助対象外事業

　次に掲げるものは、補助対象外事業とします。

　　　(1) 中古品の設置、修繕その他これらに類するもの

　　　(2) 既に設置工事に着手しているもの

　　　(3) 実証事業や技術開発等

　　　(4) 災害時に必要とされる最低限のエネルギー量を上回る過大な設備を導入するもの

　　　(5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条に基づき電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給するもの

　　　　　ただし、一般電気事業者との相対の交渉で、余剰電力の逆潮流をすることは差し支えありません

　　　(6) 本事業以外の補助事業によって賄われる部分以外の部分を本補助事業で充当するもの

　　　(7) 宗教的活動に関する事業

　(8) 政治的活動に関する事業

　(9) 公序良俗に反する事業

　(10) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

９．補助対象設備

　補助の対象となる設備は、次に掲げる**災害時に必要となる最低限のもの**とします。

**(1)再生可能エネルギー設備**

　　　① 太陽光発電設備

　　　② 風力発電設備

　　　③ 小水力発電設備

　　　④ 地中熱利用設備

　　　⑤ 廃熱や地熱等利用設備

　　　⑥ バイオマス発電・利用設備

　　　⑦ 太陽熱、雪氷冷熱等利用設備

**(2)再生可能エネルギー設備に付帯する設備**

　　　① 蓄電池

　　　② 街路灯・道路灯

ただし、再生可能エネルギー設備や蓄電池を併設したＬＥＤ街路灯や、調光機能を有するＬＥＤ等長寿命の街路灯に限る

　　 ③ 屋内高所照明

ただし、点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯をＬＥＤ灯等長寿命の照明に交換する場合に限る

　　 ④ 高効率照明・高効率空調

ただし、再生可能エネルギー等を導入し、そのエネルギーを効率的に活用するために同施設内へ設置する場合に限る

　　 ⑤ その他（燃料電池等）

１０．設備導入要件

(1)太陽光発電等再生可能エネルギー設備

原則、蓄電池の導入が必須となります。

ただし、本補助事業の導入要件を満たす蓄電池を既に設置している場合は、太陽光発電設備と接続することを条件に太陽光発電設備のみの設置も対象とします。（以下の発電設備についても同様です。）

(2)熱利用設備（地中熱利用設備等）

機器の作動に電力が必要な場合、停電時に当該機器に電力を供給できる設備が必要です。

１１．選定方法

　外部有識者で構成する評価委員会の助言に基づき、採択事業を決定します。

　ご応募いただく際は、別紙２「事業選定にあたっての着眼点」を参考としてください。

１２．提出書類

　提出書類は、施設ごとに正本１部を提出してください。

　(1) 事業提案書（様式第１号）

　　　(2) 設置箇所位置図

　　　(3) 導入（予定）施設の概要（施設の概要が確認できる書類、平面図）

　　　(4) 導入しようとする再生可能エネルギー等設備の設計図面（設計図面を作成しない場合又は今後作成する場合においては、再生可能エネルギー等設備の概要が確認できる書類等）

　(5) 支出予定額を確認できる設計積算書、見積書その他の書類

　(6) 災害発生時に電力会社からの電気が遮断された際に、導入予定施設において、最小限の機能を維持するために必要な設備能力であることが確認できる書類（前年度の電力使用量を確認できる書類、平常時の配線系統図、電気供給遮断時の配線系統図、災害発生時の使用機器類の使用電力量を確認できる書類等）

　　　(7) 災害発生時において避難者等を収容する区画に最低限必要な熱を供給することができることが確認できる書類（熱供給設備及び熱配管系統図等）

(8) 大阪府又は市町村が策定する地域防災計画に位置付けられた又は災害時の支援に関する協定を締結したことがわかる資料の写しなど、導入（予定）施設が災害時において地域の防災拠点となり得る施設であることが確認できる書類

　　　(9) 導入（予定）施設が耐震性を有することが確認できる書類

　　 (10) 導入（予定）施設のカラー写真（施設全景、設備導入場所）

　 (11) 導入（予定）施設が自らの所有物であることを確認できる書類（自らが所有する施設ではない場合、補助対象施設の所有者に同意を得たことがわかる書類）

　　　※(6)「災害発生時の使用機器類の使用電力量を確認できる書類」は、別添様

式「災害時の使用電力量」を作成の上、提出してください。

※(7)は、導入しようとする設備が熱利用設備の場合に限り提出してください。

　　　※上記様式は府のホームページからもダウンロードができます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/gnd/index.html>

１３．提出方法及び提出期限

　　　(1) 提出方法：下記提出先まで持参すること。

　　（注）公募期間中の業務時間内（土日祝日を除く9:00～12:15又は13:00～18:00）に提出してください。

　　　(2) 提出期限：平成２７年７月１３日（月）１７：００まで（必着）

１４．提出先

**郵便番号：〒５５９－８５５５**

**住　　所：大阪市住之江区南港北１－１４－１６　大阪府咲洲庁舎２２階**

**大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課 企画推進グループ**

**電　　話：０６－６９４１－０３５１　内線２６９０**

**ＦＡＸ：０６－６２１０－９２５９**

**Ｅ－mail：eneseisaku@sbox.pref.osaka.lg.jp**

　　（注）お問い合わせは業務時間内（土日祝日を除く9:00～12:15又は13:00～18:00）にお願いします。

１５．補助金交付手続き

・本公募は、大阪府の9月補正予算の成立見込みまたは27年度事業費の入札残額の発生を条件として内示します。

・内示した事業については、議決後（11月頃）または27年度事業費の入札残額が発生次第、交付申請の手続きを行っていただくよう、府からご連絡させていただきます。

・事業終了後は速やかに実績報告書を提出していただきます。

・事業の確認調査を行いますので、事業に要した経費については、収入及び支出を記し

た帳簿等経理状況を明確にした関係書類を備えていただく必要があります。

１６．事業効果の把握

　事業完了後、この事業により設置された再生可能エネルギー等の設備による発電量等について、毎年度報告をしていただきます。

１７．その他の留意事項

　この要領のほか、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金交付要綱及び別紙３「事業提案にかかる留意事項及び提出書類について」に記載された内容を遵守して下さい。

　ご応募いただいた内容や事業終了後の評価結果は、府エネルギー政策課ホームページ等で公表します。

本公募においては、大阪府の9月補正予算の成立見込みまたは27年度事業費の入札残額の発生を条件として内示を行います。よって、本府9月補正予算が成立しない場合または27年度事業費の入札残額が内示した事業費に満たない場合は、内示の効力は発生しません。また、事業提案の内容に変更が生じた場合、内示を取消す可能性がありますので、ご注意ください。

本公募による事業期間は、実質4ヶ月程度となります。

　また、事業実施においては、平成28年3月31日までに大阪府による履行確認（現地調査）が終了していることが必須ですので、スケジュール等を十分に検討した上で、実施可能なものに限りご提案ください。